

第三十二回

大津町農業委員会

令和二年一月十日

第32回大津町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和2年1月10日(金) 9:30から11:50まで
2. 場所 生涯学習センター 2階 中会議室
3. 出席農業委員 (12人)

1番 池田 一実	2番 永田 哲也	3番 古澤 亨
4番 木村 茂樹	5番 江藤 梅雄	6番 永田 典治
7番 古庄 くみ子	8番 坂本 盛幸	9番 古庄 素磨子
10番 古庄 弘子	11番 西本 晶	12番 吉良 登美雄

出席農地利用最適化農業委員 (4人)


8番 藤本 雅夫	11番 府内 陽一	12番 宇野 誠喜
17番 上村 敏治		
4. 欠席農業委員 (0人)
欠席推進委員 (0人)
5. 議事日程

日程第 1	開 会	
日程第 2	議事録署名委員の指名	9番 古庄素磨子委員 10番 古庄 弘子委員
日程第 3	会期の決定について	令和2年1月10日(金) 1日に決定
日程第 4	議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第 5	議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について
日程第 6	議案第3号	農地法第5条の規定による事業計画変更申請について
日程第 7	議案第4号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について
日程第 8	議案第5号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(所有権移転)の決定について
日程第 9	議案第6号	農業経営改善計画の変更認定に係る協議について
日程第10	議案第7号	農業委員会の法令遵守の申し合わせについて
日程第11	議案第8号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について
日程第12	報告第1号	農地法第5条の規定による許可不要届出(一時転用)について
日程第13	その他	
6. 農業委員会事務局職員

事務局長	荒牧 修二
事務局次長	大久保 明裕
7. 会議の概要 別紙のとおり

令和2年1月10日

本日の審議は、上記のとおり相違ないことを証明いたします。

議長 吉良登美雄 

議事録署名委員 古庄素磨 

議事録署名委員 古庄弘子 

【1月 第32回定例総会議事録 別紙】

事務局 定刻になりましたので皆さんお揃いですので、定例総会を始めてよろしいでしょうか。

それでは、西本職務代理者から開会の宣言をお願いいたします。

職務代理 ご起立をお願いします。みなさん「おはようございます」着席をお願いします。只今から令和2年1月、第32回定例総会を開会いたします。

事務局 ご着席ください。
日程第1、開会、開会に当たり、吉良会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 皆さん「おはようございます」。
※会長から挨拶あり

事務局 ありがとうございます。
続きまして、会議の成立ですが、大津町農業委員会会議規則第6条に、「在任する委員の過半数が出席しなければ開くことができない」となっております。
本日は、全員出席されておられますので、総会が成立していることをご報告いたします。
次に議長選出ですが、同じく規則第4条に「会長が会議の議長となる。」となっておりますので、議事進行につきましては、会長をお願いします。

会 長 それでは、議長ということですので議事を進めさせていただきます。
日程第2、議事録署名委員の指名です。9番古庄素磨子委員と、10番、古庄弘子委員をお願いします。

日程第3、会期の決定についてです。お諮りします。1月の第32回定例総会は、本日1日を持って終了としたいと思いますが、ご意見はございませんか。

賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。1月の第32回定例総会は本日1日をもって終了とします。

議案審議に入ります。日程第4、議案第1号を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第1号農地法第3条に係る申請についてご説明いたします。今回1件の申請が出されています。議案書は1Pとなります。

3条の1、申請人の住所・氏名・土地の表示につきましては、議案書及び調査書に記載のとおりでございます。調査書は1Pをお願いいたします。別添申請地見取図は1Pから2Pをお願いいたします。

農地法3条では、調査書に記載した各項目に該当する場合、いわゆる農業者の要件を満たさない場合は許可できないとなっておりますので、これ以降は調査書の項目に沿ってご説明いたします。

3条の1、申請地は大字平川地内にある農地で、10ha以上の広がりのある集団農地である第1種農地です。申請理由は売買による所有権の移転です。

2項第1号の全部効率利用要件は、保有機械・労働力・技術面から見て、取得した農地は効率的に利用できると思われ該当しません。

2項第2号の農地所有適格法人以外の法人要件は、個人の所有権移転のため該当しません。

2項第3号の信託要件は信託ではないので該当しません。

(※農地等を信託財産とする信託の引き受けはJA又は中間管理機構に限られる)

2項第4号の農作業従事要件は、取得者又は世帯員等の年間150日以上が見込まれ該当しません。

2項第5号の下限面積要件は耕作面積が50a以上のため該当しません。

2項第6号の転貸禁止要件は転貸に当たらないので該当しません。

2項第7号の地域調和要件は芝の栽培を予定されており、周辺農地の利用に支障はないものと考えられ該当しません。

以上、1号から7号まで該当する場合は許可できませんが、該当する項目はないと思われします。

以上、よろしく申し上げます。

会 長 説明が終わりました。次に小委員会と現地調査の結果を、平川地区ですので、私から説明をいたします。

吉良委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。

申請地は大字平川地内の農地です。

申請の内容は、杉水地内にある中部農免道路とホンダ技研熊本製作所北側のそよかぜ台団地の間にある畑地帯、山林に挟まれた第1種農地1筆、3,979㎡を売買により所有権の移転を行なうものです。

申請者は主に粟・甘藷などを栽培されており、農地取得後は、芝の栽培を予定しております。農業機械及び農地も保有し、労働力、営農技術も問題ないと思われします。

小委員会の意見も全員異議なし「許可相当」の意見でした。ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 事務局、担当農業委員の説明が終わりました。
「農業委員会等に関する法律」第29条第2項では、「推進委員は、その担当する区域内における農地等の利用の最適化の推進について、総会の会議に出席して意見を述べることができる」となっております。
平川地区担当は宇野推進委員です。今回の申請についてご意見はございませんか。

宇野委員 特にありません。

会 長 それでは審議に入ります。現地調査及び小委員会の結果は、許可相当の意見です。他の委員の、ご意見、ご質問等はありませんか。

古澤委員 この農地は農振農用地区域内ですか。

事務局 農用地区域ではありません。

会 長 他にないようですので、許可することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

3条の1、売買による所有権の移転につきましては、許可と決定します。

続きまして日程第5、議案第2号を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第2号農地法第5条に係る申請についてご説明いたします。議案書は2Pをお願いいたします。今回4件の申請がなされております。

5条の1 申請人の住所、氏名、土地の表示につきましては、議案書に記載のとおりです。調査書は2P、見取図は3P～4Pをお願いいたします。

申請地は大字杉水地内の農地です。

1の転用目的は個人住宅への転用で所有権移転です。

農地の区分は、他の農地区分に該当しない、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地である第2種農地であり、例外規定の集落接続に該当し転用は可能です。

2の資力及び信用については、金融機関の融資証明書の添付があり、資金計

画分を上回っております。

3の転用行為の妨げとなる権利（抵当権等）については、該当ありません。

4の遅滞なく供することの確実性については、事業計画書に基づく配置計画図等も添付されており、許可後直ちに事業に着手し、令和2年8月31日までに竣工される予定で問題ないと思われます。

5の行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みは該当ありません。

6の農地以外の土地の利用見込みは該当ありません。

7の申請に係る農地の面積の妥当性は、各施設の配置に不合理な点は見当たらず問題ないと思われます。

8の宅地の造成のみを目的とする場合はその妥当性は該当ありません。

9の申請地が営農条件に支障を及ぼす恐れについては、集団農地の分断はなく、日照、通風等への影響はないと思われ問題ないと思われます。

10の一時転用である場合には、その妥当性については該当ありません。

11の法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況については該当ありません。

以上事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、杉水地区ですので古澤農業委員から説明をお願いいたします。

古澤委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。

申請地は大字杉水地内で、今村橋の南側に位置する農地です。

申請の内容は、家族でアパート暮らしをされておられましたが、子供の成長に伴い手狭になってきたため子供の成長に適した場所を検討する中、申請地に住宅を建てる計画となったものです。

申請地に隣接する農地及び農地の分断はなく、日照、通風等への影響も問題ないと思われます。現地調査後の小委員会審議では「許可相当」の意見でした。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 事務局、担当農業委員の説明が終わりました。

次に、最適化推進委員の意見がありましたらお願いいたします。

杉水地区担当は上村推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

上村委員 特にございませぬ。

会 長 それでは審議に入ります。

現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員のご意見、ご質問等はございませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

5条の1、個人住宅への転用での所有権移転については、原案どおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして、5条の2について事務局の説明を求めます。

事務局

5条の2 申請人の住所、氏名、土地の表示につきましては、議案書に記載のとおりです。調査書は3P、見取図は5P～6Pをお願いいたします。

申請地は大字引水地内の農地です。

1の転用目的は個人住宅への転用で使用貸借権の設定です。

農地の区分は、都市計画の用途区域内にある準工業地域となっていることから第3種農地に該当し転用は可能です。

2の資力及び信用については、金融機関の融資証明書の添付があり、資金計画分を上回っております。

3の転用行為の妨げとなる権利(抵当権等)については該当ありません。

4の遅滞なく供することの確実性については、事業計画書に基づく配置計画図等も添付されており、許可後直ちに事業に着手し、令和2年12月31日までに竣工される予定で問題ないと思われれます。

5の行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みは該当ありません。

6の農地以外の土地の利用見込みは該当ありません。

7の申請に係る農地の面積の妥当性は、配置計画等に不合理な点は見当たらず問題ないと思われれます。

8の宅地の造成のみを目的とする場合はその妥当性は該当ありません。

9の申請地が営農条件に支障を及ぼす恐れについては、集団農地の分断はなく、日照、通風等への影響はないと思われ問題ないと思われれます。

10の一時転用である場合には、その妥当性については該当ありません。

11の法令(条例を含む。)により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況については、該当ありません。

以上事務局の説明を終わります。

会長

説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、引水地区ですので坂本農業委員から説明をお願いいたします。

坂本委員

現地調査及び小委員会の報告をいたします。

申請地は大字引水地内で、東原団地入口信号機から南側に位置する農地です。
申請の内容は、共同住宅に家族と生活をされていましたが、子供の成長に伴い手狭となってきたため、両親の老後のことを考え義父の所有する申請地に住宅を建築する計画となっています。

申請地に隣接する農地及び農地の分断はなく、日照、通風等への影響も問題ないと思われま。現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。
ご審議のほどよろしくお願ひします。

会 長 事務局、担当農業委員の説明が終わりました。
次に、最適化推進委員の意見がありましたらお願ひいたします。
引水地区担当は府内推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

府内委員 特にありません。

会 長 それでは審議に入ります。
現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員のご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

5条の2、個人住宅への転用での使用貸借権設定については、原案どおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして、5条の3について事務局の説明を求めます。

事務局 5条の3 申請人の住所、氏名、土地の表示につきましては、議案書に記載のとおりです。調査書は4P、見取図は7P～8Pをお願ひいたします。

申請地は大字大津地内の農地です。

1の転用目的は宅地分譲及び駐車場への転用で所有権の移転です。

農地の区分は、都市計画の用途区域内にある第2種低層住居専用地域となっていることから第3種農地に該当し転用は可能です。

2の資力及び信用については、金融機関の残高証明書の添付があり、資金計画分を上回っております。

3の転用行為の妨げとなる権利(抵当権等)については、権利を有する者からの同意書の添付があります。

4の遅滞なく供することの確実性については、事業計画書に基づく配置計画図等も添付されており、許可後直ちに事業に着手し、令和2年12月31日までに竣工される予定で問題ないと思われます。

5の行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みは該当ありません。

6の農地以外の土地の利用見込みは該当ありません。

7の申請に係る農地の面積の妥当性は、配置計画等に不合理な点は見当たらず問題ないと思われます。

8の宅地の造成のみを目的とする場合はその妥当性は、都市計画用途区域内であり可能です。

9の申請地が営農条件に支障を及ぼす恐れについては、集団農地の分断はなく、日照、通風等への影響はないと思われ問題ないと思われます。

10の一時転用である場合には、その妥当性については該当ありません。

11の法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況については、該当ありません。

以上事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、大津地区ですので坂本農業委員から説明をお願いいたします。

坂本委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。

申請地は大字大津地内で、町民グラウンド北側に位置する農地です。

申請の内容は、近年町内における住宅の需要が増えているため、車両通行の便も良く、学校等の施設が充実していることを踏まえ、住宅用地及び駐車場を整備する計画となっています。

申請地に隣接する農地及び農地の分断はなく、日照、通風等への影響も問題ないと思われます。現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 事務局、担当農業委員の説明が終わりました。

次に、最適化推進委員の意見がありましたらお願いいたします。

大津地区担当は藤本推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

藤本委員 特に問題ないと思います。

会 長 それでは審議に入ります。

現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員のご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

5条の3、宅地分譲及び駐車場への転用での所有権移転については、原案どおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして、5条の4について事務局の説明を求めます。

事務局

5条の4 申請人の住所、氏名、土地の表示につきましては、議案書に記載のとおりです。調査書は5P、見取図は9P～10Pをお願いいたします。

申請地は大字高尾野地内の農地です。

1の転用目的は工事用地への一時転用で賃借権の設定です。

農地の区分は、10ha以上の広がりのある集団農地である第1種農地ですが、一時転用のため転用は可能です。

2の資力及び信用については、金融機関の残高証明書の添付があり、資金計画を上回っております。

3の転用行為の妨げとなる権利（抵当権等）については、該当ありません。

4の遅滞なく供することの確実性については、事業計画書に基づく配置計画図等も添付されており、許可後直ちに事業に着手し、令和3年2月2日までに工事を完了され復元される予定で問題ないと思われれます。

5の行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みは該当ありません。

6の農地以外の土地の利用見込みは該当ありません。

7の申請に係る農地の面積の妥当性は、配置計画等に不合理な点は見当たらず問題ないと思われれます。

8の宅地の造成のみを目的とする場合はその妥当性は、該当ありません。

9の申請地が営農条件に支障を及ぼす恐れについては、集団農地の分断はなく、日照、通風等への影響はないと思われ問題ないと思われれます。

10の一時転用である場合には、その妥当性については、事業計画等に不合理な点は見当たらず問題ないと思われれます。

11の法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況については、該当ありません。

以上事務局の説明を終わります。

会長

説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、高尾野地区ですので坂本農業委員から説明をお願いいたします。

坂本委員

現地調査及び小委員会の報告をいたします。

申請地は大字高尾野地内で、中核工業団地の南側に位置する農地です。

申請の内容は、特別高圧送電線「熊本一の宮線新設並びに関連工事」における工事用地のうち表土置場として使用され、工事完了後は農地に復元される計画となっています。

申請地に隣接する農地及び農地の分断はなく、日照、通風等への影響も問題ないと思われます。現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 事務局、担当農業委員の説明が終わりました。

次に、最適化推進委員の意見がありましたらお願いいたします。

高尾野地区担当は府内推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

府内委員 特にありません。

会 長 それでは審議に入ります。

現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員のご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

5条の4、工事用地への一時転用での賃借権設定については、原案どおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして日程第6、議案第3号を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号について、ご説明いたします。

農地法第5条の規定による事業計画変更申請についてご説明します。申請人の住所、氏名、土地の表示につきましては、議案書に記載のとおりです。関連資料は議案書の4P～6Pをお願いいたします。

今回の事業計画変更申請につきましては、平成30年10月10日に開催された第17回定例総会で審議され、意見書を添え県へ進達を行い、平成31年1月16日、熊本県指令農担第188号で許可されております。変更内容としましては、当初、敷地形状に合わせて南側に事務所等の建物を計画していましたが、利用者のほとんどが熊本方面からであり、建物で敷地が見えづらく営業に支障をきたすことが憂慮されることから、計画を見直され、敷地北側に建物配置を変更す

ることになり事業着手が遅れました。よって、建物配置及び工期の変更となっております。

申請地は大字杉水地内の農地です。

1の転用目的については、変更ありません。

農地の区分は、変更なく転用は可能です。

2の資力及び信用については、変更はありません。

3の転用行為の妨げとなる権利（抵当権等）については、該当ありません。

4の遅滞なく供することの確実性については、変更事業計画書に基づく配置計画図等も添付され、すでに事業に着手しており、令和2年6月30日までに工事を竣工される予定で当初計画より10ヶ月の遅延となりますが、問題ないと思われま

す。

5の行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みは該当ありません。

6の農地以外の土地の利用見込みは該当ありません。

7の申請に係る農地の面積の妥当性は、変更なく問題ないと思われま

す。

8の宅地の造成のみを目的とする場合はその妥当性は、該当ありません。

9の申請地が営農条件に支障を及ぼす恐れについては、集団農地の分断はな

く、日照、通風等への影響はないと思われ問題ないと思われま

す。

10の一時転用である場合には、その妥当性については、該当ありません。

11の法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗

状況については、管理者との協議はすでに済んでいます。

以上事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。事業計画変更地につきましては、転用目的及び敷地面積等に変更はありませんでしたので、現地調査は省略しております。

次に、最適化推進委員の意見がありましたらお願いいたします。

杉水地区担当は上村推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

上村委員 特に問題ないと思います。

会 長 それでは審議に入ります。

現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員のご意見、ご質問等はありませんか。

（質問・異議なし）

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

（全員挙手）

全員賛成と認めます。

配置及び工期の事業計画変更については、原案どおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして日程第7、議案第4号を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案書の7P～12Pをお願いします。議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画、利用権設定の決定についてご説明申し上げます。

農地の権利移動については、農地法第3条に基づく農業委員会の許可を受ける必要がありますが例外規定があります。その1つが担い手となる経営体を育成するために作られた農業経営基盤強化促進法に基づく農地集積計画による農地の貸借や所有権の移転です。農地集積計画は市町村が作成し、農業委員会の決定を経て市町村が公告を行なうことで効力が発生します。

今月の利用権設定申出書・計画書の件数は18件です。

1番から13番が再設定で、14番からが新規の申請となっております。申出書面積の合計は64,928㎡です。

貸人、借人、経営面積、利用権を設定する農地につきましては議案書に記載のとおりです。

個別の内容につきましては、利用権の種類、利用権の内容、期間、10a当りの賃借料の順に説明いたします。

7Pをお願いします。

番号 1、賃借権、米・麦・大豆、5年、2万5千円

番号 2、賃借権、飼料、5年、1万円

番号 3、使用貸借権、米・麦・大豆、3年

8Pをお願いします。

番号 4、賃借権、大麦若葉、2年11ヶ月、1筆1万8千円、
1筆2万1600円

番号 5、賃借権、大麦若葉、2年11ヶ月、1筆1万5600円

番号 6、賃借権、大麦若葉、2年11ヶ月、1筆3600円

番号 7、賃借権、大麦若葉、2年11ヶ月、1筆3万円

番号 8、賃借権、大麦若葉、2年11ヶ月、1筆6千円

9Pをお願いします。

番号 9、賃借権、大麦若葉、2年11ヶ月、1筆2万8800円
1筆2万2800円

番号10、賃借権、大麦若葉、2年11ヶ月、1筆2万7600円

番号11、賃借権、大麦若葉、2年11ヶ月、1筆6千円
1筆1万2000円

番号12、賃借権、大麦若葉、2年11ヶ月、1筆3万円
1筆4万8千円

10Pをお願いします。

番号13、賃借権、大麦若葉、2年11ヶ月、1筆1万3800円
ここから、新規になります。

番号14、賃借権、大麦若葉、2年11ヶ月、1筆1万9200円
1筆1万4400円

番号15、賃借権、大麦若葉、2年11ヶ月、1筆1万8600円

番号16、賃借権、大麦若葉、1年11ヶ月、1筆1万8千円

11Pをお願いします。

番号17、賃借権、米・麦・大豆、5年11ヶ月 1万5千円、6700円
1万5千円、1万1200円

12Pをお願いします。

番号18、賃借権、米・麦・大豆、8年、2万5千円

以上18件です。この計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である町が定める基本構想に適合し、借人は権利設定後も効率的な農地利用や常時農作業に従事すると認められる者であると思われれます。以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。

それでは審議に入ります。農用地利用集積計画の利用権設定についてご意見やご質問等はございませんか。

吉良委員 賃借の単価についてばらつきがあるが、基準などはあるのか。

事務局 基準はないが、町で平均単価を出しており、お尋ねがあった場合は示している。

会 長 それでは、大津町長が定めた農用地利用集積計画について、これを決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の利用権設定につきましては、原案どおり承認・決定といたします。

続きまして日程第8、議案第5号について上程します。事務局より説明を求めます。

事務局

議案書の13Pをお願いいたします。農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画、所有権移転の決定についてご説明いたします。

法的な位置づけは議案第4号と同様です。

大津町の場合の所有権移転は、抵当権等の整理・代金支払い・登記事務など農業者が安心して所有権の移転ができること、また、農地集積を図るための県内唯一公的機関であり、大津町も含めた県内の自治体が出資している団体である「財団法人熊本県農業公社」が、農業経営基盤強化促進法に基づき農地中間管理機構の事業の特例として実施する「農地売買等事業」を活用し実施しています。農振農用地区域内の農地が対象です。

今月の所有権移転申出書・計画書の件数は、2件です。

譲渡人、譲受人、所有権を移転する農用地、所有権移転内容につきましては議案書に記載のとおりです。

申出書面積の合計は、16,338㎡、対価の合計は、20,839,540円です。

番号1につきましては、農業後継者がいないため農業公社が買い入れる計画です。

同日に通常の所有権移転申出書による買入れを行ったため、譲渡所得の特別控除（租税特別措置法第34条の3）の対象となり、譲渡所得の特別控除額は、8,000,000円となります。

番号2につきましては、平成30年5月総会及び平成31年9月総会で審議した、公社買入れ農地4筆を町内の担い手経営体へ売り渡すものです。売り渡し単価は、公社手数料を含んで1,317,442円/10aですが、畑3筆につきましては、1,230,000円/10aです

以上説明を終わります。

会長

事務局の説明が終わりました。

それでは審議に入ります。

農用地利用集積計画の所有権移転についてご意見・ご質問等はありませんか。（意見・質問なし）

それでは、大津町長が定めた農用地利用集積計画について、これを決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

（全員挙手）

全員賛成と認めます。

議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の所有権移転につきましては、原案どおり承認・決定といたします。

続きまして日程第9、議案第6号について事務局の説明を求めます。

事務局

議案第6号 農業経営改善計画の変更承認に係る協議についてご説明します。
お手元にごございます「議案第6号別冊資料」をご覧ください。

この案件は現在益城町の認定農業者である法人Aが、農業経営改善計画の変更について申請されたものです。法人Aは大津町において基盤強化促進法に基づく利用権設定を行い営農されております。令和元年11月1日に改正された農地法の特例措置と基盤強化促進法に基づき、市町村はその申請内容に関連事業者等が出資する計画と農業経営改善のために行う措置に関する計画が含まれる場合は、農業委員会の意見を聴かなければならない事になっています。今回、あさぎり町で認定を受けている農地所有適格法人の法人Bによる出資計画と改善措置が含まれますので、意見を求められています。

議案書15ページをご覧ください。

変更の内容について申し上げます。

法人形態が有限会社から株式会社が変わり、代表取締役が変わります。

構成員（出資者）が鹿児島市の法人Bとなります。

役員につきましては、法人Bの役員3名が法人Bの役員を兼ねる計画となっております。

農業委員会が意見を求められている項目について、今回は4点あります。

- ① 変更計画の内容が法人Aの農業経営の安定性確保について支障はないか
- ② 法人Bが認定農業者で農地所有適格法人であるか
- ③ 法人Bが法人Aの発行株の過半を保有する計画であるのか
- ④ 法人Aの経営改善に寄与する者として位置づけられている者が、法人Bの農業常時従事者かつ株主であるか

以上4点につきましては、事務局において確認し問題ありません。

なお、作付品目や耕作地、経営方針など変更はありません。現在の社長夫婦は、今後顧問として働かれるとのこと。従業員については継続して雇用するとの事でした。

以上、説明を終わります。

会長

事務局の説明が終わりました。

それでは審議に入ります。

農業経営改善計画の変更承認に係る協議についてご意見・ご質問等はいかがでしょうか。

古澤委員 法人Aは大津町内に農地を所有しているのか。

事務局 農地を借りておられます。

古澤委員 大津町で営農をしているので、大津町で認定を受ける必要があるということか。

事務局 その通りです。

会 長 それでは、農業経営改善計画の変更承認に係る協議について、これを決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

議案第6号 農業経営改善計画の変更承認に係る協議につきましては、「意見なし」として町長に回答します。

続きまして日程第10、議案第7号について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第7号 農業委員会の法令遵守の申し合わせについてご説明します。
議案書の16Pをご覧ください。

この件につきましては、令和元年11月に開催された定例総会時に綱紀粛正について、ということで資料として新聞記事の写しを配布し周知を行ったところでしたが、昨年10月に農業委員会会長が農地転用にかかる収賄容疑で逮捕されるという不祥事が続けて発生したことを踏まえ、11月28日に開催されました令和元年度全国農業委員会会長代表者集会において、「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ」を決議し、改めて農業委員会組織として綱紀粛正の徹底を図っていくことを確認されました。このことを受け、熊本県農業会議会長より令和元年12月13日付け熊農会議第609号で「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」の実施依頼が届いております。大津町農業委員会でも本日開催の1月定例総会において委員皆様の賛同をいただき、決議していただければと思います。以上説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。この件に関しましては11月の総会時に新聞記事などを参考に事務局より周知があり、農業委員会組織としての綱紀粛正の徹底を図っていくことを確認したところでしたが、ご意見・ご質問等はございませんか。

(意見・質問なし)

それでは、農業委員会の法令遵守の申し合わせについて、これを決議することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)
全員賛成と認めます。

議案第7号 農業委員会の法令遵守の申し合わせにつきましては、原案どおり承認・決定といたします。

予定していた議案については、すべてご審議いただき、ありがとうございました。ここで、中間管理機構を通じた利用権設定が新たに通知されておりますので追加して審議をお願いしたいと思います。

お諮りいたします。
日程第11、報告第1号 日程第12、その他の前に、新たに議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について、これを審議することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)
全員賛成と認めます。

日程第11、議案第8号について事務局の説明を求めます。

事務局 追加議案別冊をお願いします。議案第8号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画、利用権設定の決定についてご説明します。新たに追加となった件数は、102件、申請面積が、634,056.57㎡です。貸人、借人、経営面積、利用権を設定する農地につきましては追加議案書に記載のとおりです。

個別の内容につきましては、利用権の種類、利用権の内容、期間、10a当りの賃借料の順に説明いたします。説明番号は、19番からといたします。

番号19、賃借権、米・麦・大豆等、10年、5千円、2万円、1万5千円

番号20、賃借権、米・麦・大豆等、10年、2万円

次のページをお願いします。

番号21、賃借権、米・麦・大豆等、10年、1万5千円・2万円

番号22、賃借権、米・麦・大豆等、10年、5千円・1万5千円

番号23、賃借権、米・麦・大豆等、10年、2万円・1万円

次のページをお願いします。

番号24、賃借権、米・麦・大豆等、10年、1万円・2万円・1万円

・2万円・1万5千円・2万円・1万5千円・2万円

次のページをお願いします。

番号25、賃借権、米・麦・大豆等、10年、1万5千円・2万円

番号26、賃借権、米・麦・大豆等、10年、2万円

番号27、賃借権、米・麦・大豆等、10年、2万円

番号28、賃借権、米・麦・大豆等、10年、2万円

次のページをお願いします。

番号29、賃借権、米・麦・大豆等、10年、2万円

番号30、賃借権、米・麦・大豆等、10年、2万円

番号31、賃借権、米・麦・大豆等、10年、1万5千円

番号32、賃借権、米・麦・大豆等、10年、2万円

次のページをお願いします。

番号33、賃借権、米・麦・大豆等、10年、1万5千円

番号34、賃借権、米・麦・大豆等、10年、1万5千円・2万円

番号35、賃借権、米・麦・大豆等、10年、5千円

番号36、賃借権、米・麦・大豆等、10年、2万円

次のPをお願いします。

番号37、賃借権、米・麦・大豆等、10年、2万円

番号38、賃借権、米・麦・大豆等、10年、2万円

番号39、賃借権、米・麦・大豆等、10年、2万円

次のページをお願いします。

番号40、賃借権、米・麦・大豆等、10年、2万円・1万円

・5千円・2万円

番号41、賃借権、米・麦・大豆等、10年、1万5千円・2万円

次のページをお願いします。

番号42、賃借権、米・麦・大豆等、10年、2万円・1万5千円

番号43、賃借権、米・麦・大豆等、10年、2万円

番号44、賃借権、米・麦・大豆等、10年、2万円

番号45、賃借権、米・麦・大豆等、10年、2万円・1万円・1万5千円

次のページをお願いします。

・1万5千円・5千円・1万円・1万5千円

次のページをお願いします。

番号46、賃借権、米・麦・大豆等、10年、2万円・5千円

番号47、賃借権、米・麦・大豆等、10年、2万円

番号48、賃借権、米・麦・大豆等、10年、2万円

番号49、賃借権、米・麦・大豆等、10年、2万円

次のページをお願いします。

番号50、賃借権、米・麦・大豆等、10年、2万円・1万円

・2千円・5千円

番号51、物納、米・麦・大豆等、10年、全体で米120kg

次のページをお願いします。

番号52、賃借権、米・麦・大豆等、10年、2万円

番号53、賃借権、米・麦・大豆等、10年、1万5千円・2万円

番号54、賃借権、米・麦・大豆等、10年、2万円
番号55、賃借権、米・麦・大豆等、10年、2万円・5千円

次のページをお願いします。

番号56、賃借権、米・麦・大豆等、10年、2万円
番号57、賃借権、米・麦・大豆等、10年、2万円
番号58、賃借権、米・麦・大豆等、10年、2万円
番号59、賃借権、米・麦・大豆等、10年、2万円
番号60、賃借権、米・麦・大豆等、10年、2万円

次のページをお願いします。

番号61、賃借権、米・麦・大豆等、10年、2万円・1万円・5千円
番号62、賃借権、米・麦・大豆等、10年、1万円・2万円・1万5千円
番号63、賃借権、米・麦・大豆等、10年、1万円

次のページをお願いします。

番号64、賃借権、米・麦・大豆等、10年、2万円
番号65、賃借権、米・麦・大豆等、10年、2万円
番号66、賃借権、米・麦・大豆等、10年、2万円
番号67、賃借権、米・麦・大豆等、10年、2万円

次のページをお願いします。

番号68、賃借権、米・麦・大豆等、10年、2万円・1万5千円
番号69、賃借権、米・麦・大豆等、10年、2万円
番号70、賃借権、米・麦・大豆等、10年、1万5千円

次のページをお願いします。

番号71、賃借権、米・麦・大豆等、10年、2万円・1万円・5千円
番号72、賃借権、米・麦・大豆等、10年、2万円

次のページをお願いします。

番号73、賃借権、米・麦・大豆等、10年、1万5千円・2万円
・1万5千円・5千円・2万円

番号74、賃借権、米・麦・大豆等、10年、1万円

次のページをお願いします。

番号75、賃借権、米・麦・大豆等、10年、1万5千円・2万円
・1万5千円・1万円・1万5千円・1万円・1万5千円
・2万円・1万5千円・1万円・1万5千円

次のページをお願いします。

番号76、賃借権、米・麦・大豆等、10年、1万5千円
番号77、賃借権、米・麦・大豆等、10年、2万円
番号78、賃借権、米・麦・大豆等、10年、1万5千円

次のページをお願いします。

番号79、賃借権、米・麦・大豆等、10年、1万円・1万5千円・5千円
番号80、賃借権、米・麦・大豆等、10年、2万円・1万円

次のページをお願いします。

番号81、賃借権、米・麦・大豆等、10年、2万円・1万円

番号82、賃借権、米・麦・大豆等、10年、2万円・1万5千円

次のページをお願いします。

番号83、賃借権、米・麦・大豆等、10年、2万円

番号84、賃借権、米・麦・大豆等、10年、1万5千円・2万円

次のページをお願いします。

番号85、賃借権、米・麦・大豆等、10年、2万円・1万円・1万5千円
・2万円・1万5千円

次のページをお願いします。

番号86、賃借権、米・麦・大豆等、10年、1万円

番号87、物納、米・麦・大豆等、10年、1筆米240kg

番号88、賃借権、米・麦・大豆等、10年、1万5千円

次のページをお願いします。

番号89、賃借権、米・麦・大豆等、10年、2万円・1万5千円・1万円
1万5千円・2万円・1万5千円

次のページをお願いします。

番号90、賃借権、米・麦・大豆等、10年、1万円

番号91、賃借権、米・麦・大豆等、10年、2万円

番号92、賃借権、米・麦・大豆等、10年、5千円・1万5千円
1万円・2万円

次のページをお願いします。

番号93、賃借権、米・麦・大豆等、10年、1万5千円・2万円

番号94、賃借権、米・麦・大豆等、10年、1万5千円・1万円・2万円

次のページをお願いします。

番号95、賃借権、米・麦・大豆等、10年、2万円

番号96、賃借権、米・麦・大豆等、10年、2万円

番号97、賃借権、米・麦・大豆等、10年、1万円

次のページをお願いします。

番号98、賃借権、米・麦・大豆等、10年、1万5千円・2万円
1万円・2万円

番号99、賃借権、米・麦・大豆等、10年、2万円

次のページをお願いします。

番号100、賃借権、米・麦・大豆等、10年、2万円・1万5千円

次のページをお願いします。

番号101、賃借権、米・麦・大豆等、10年、2万円・1万5千円
・2万円・1万円

番号102、賃借権、米・麦・大豆等、10年、1万5千円・2万円
5千円

次のページをお願いします。

番号103、賃借権、米・麦・大豆等、10年、1万5千円・2万円
1万5千円

番号104、賃借権、米・麦・大豆等、10年、2万円

番号105、賃借権、米・麦・大豆等、10年、2万円

次のページをお願いします。

番号106、賃借権、米・麦・大豆等、10年、2万円・1万5千円
2万円

次のページをお願いします。

番号107、賃借権、米・麦・大豆等、10年、1万円・1万5千円
1万円

番号108、賃借権、米・麦・大豆等、10年、2万円

次のページをお願いします。

番号109、賃借権、米・麦・大豆等、10年、2万円・1万円

番号110、賃借権、米・麦・大豆等、10年、5千円・2万円・2千円

番号111、賃借権、米・麦・大豆等、10年、1万5千円

次のページをお願いします。

番号112、賃借権、米・麦・大豆等、10年、5千円

番号113、賃借権、米・麦・大豆等、10年、2万円・1万円
1万5千円

番号114、賃借権、米・麦・大豆等、10年、1万円・2万円
1万5千円

次のページをお願いします。

番号115、賃借権、米・麦・大豆等、10年、1万5千円

番号116、賃借権、米・麦・大豆等、10年、2万円

番号117、賃借権、米・麦・大豆等、10年、1万円

次のページをお願いします。

番号118、賃借権、米・麦・大豆等、10年、1万5千円・2万円
1万円

番号119、賃借権、米・麦・大豆等、10年、1万円・2万円
1万5千円・1万円

次のページをお願いします。

番号120、賃借権、飼料、9年11ヶ月、1万円

以上102件です。この計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である町が定める基本構想に適合し、借人は権利設定後も効率的な農地利用や常時農作業に従事すると認められる者であると思われます。以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。
それでは審議に入ります。
農用地利用集積計画の利用権設定についてご意見・ご質問等はありませんか。

江藤委員 終期が2月末になっているが、麦を生育している時期である。収穫の頃は期限が切れているがどのようになるのか。

事務局 事前の説明会では、収穫までは借人が行うという話があったようです。

それでは、大津町長が定めた農用地利用集積計画について、これを決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

議案第8号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の利用権設定につきましては、原案どおり承認・決定といたします。

続きまして日程第12、報告第1号について上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 議案書の17Pをお願いします。

報告第1号について説明いたします。貸人、借人、利用権を設定する農地、設定する利用権につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

農地法第5条第1項第7号及び同法施行規則第53条第1項第11号の規定により、電気事業者が送電用電気工作物等の敷地に供するための権利を取得するためにするものです。

具体的には、大字瀬田から大字高尾野へと繋がる熊本の宮線新設並びに関連工事に伴う、中央幹線NO152(瀬田)、NO160(高尾野)送電線架設工事用地として一時利用する計画となっております。今回の申請地は、農地を工事用地として令和3年1月31日まで一時的に転用するもので、工事終了後は農地として復元されます。法の規定により、電気通信事業法に基づく転用については、農地法第5条の許可は不要となりますのでご報告いたします。

会 長 報告第1号の説明が終了しました。ご質問・ご意見は、ありませんか。
(意見・質問なし)

続きまして日程第13、その他です。事務局から何か審議案件はありますか。

- 事務局
- ・ 2月の現地調査及び小委員会予定について
(案は R2. 2/3(月) 午前9時00分～)
 - ・ 2月の定例総会予定について
(案は R2. 2/10(月) 午前9時30分～)
 - ・ 任期満了に伴う委員改選について
 - ・ 農業委員会ブロック研修について
 - ・ その他

会 長 他にございませんか。何もなければ、本日、農業委員会に付託してありました議事日程につきましては、すべて終了しました。最後に閉会を、西本職務代理者をお願いします。

職務代理 これをもちまして、令和2年1月の第32回農業委員会定例総会を終了いたします。大変お疲れ様でした。